

# CLAIR REPORT

## 英国の文化政策

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 144 (May 20, 1997)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階  
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

はしがき

英国に暮らしてみると、我々一般庶民が、美術、オペラ、演劇をはじめとする質の高い芸術に、簡単に触れることができる環境が整備されているのを実感することができる。英国では、芸術を市民生活に必要なものとして考え、政府・地方団体が芸術助成を幅広く実施し、質の高い芸術を市民が気軽に楽しめるようにしているのである。

近年、日本においても、立派な施設を設け、芸術文化の振興に力を入れている地方団体も数多く見られる。しかし、その運営については、今後の課題となっている部分も少なくないように思われる。

そこで、当事務所では、英国のシティ大学の博士課程でアートマネジメントを研究し、インターナショナル・アーツ・ビューローで客員研究員を勤める中山夏織女史にお願いして、英国の芸術文化政策について、二度にわたってご講演いただいたところである。

本稿は、その講演を基に、英国の文化施策及び芸術文化の国際交流という二つの観点からまとめていただいたものである。本稿が、地方団体レベルでの芸術文化の振興、さらには、芸術文化を通じた国際交流発展の一助となれば幸いである。

財団法人自治体国際化協会

ロンドン事務所長

高島 進

## 著者略歴

### 中山夏織

三重県生まれ。明治大学文学部文学科演劇学専攻卒。1990年2月から1995年12月まで社団法人日本芸能実演家団体協議会勤務。1993年秋から英国シティ大学芸術政策経営学部アートマネジメント修士課程。1994年9月アートマネジメント修士。1995年6月より同大学博士課程。1996年1月よりインターナショナルアーツビューロー客員研究員。専門は、アートマネジメント理念・教育、芸術組織と雇用、文化政策、チャリティ、演劇。「英国におけるアートマネジメント教育の現状と課題」等、報告書多数。

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1章 英国の文化政策            | 1  |
| 1 国民文化省と「芸術文化」の枠組み     | 1  |
| 2 アーツカウンシルとアームスレングスの法則 | 5  |
| 3 地域芸術評議会と地方分権         | 11 |
| 4 地方公共団体とアートセンター       | 13 |
| 5 ナショナルロタリーとチャリティ      | 17 |
| 第2章 芸術文化の国際交流のために      | 23 |
| 1 芸術団体の日本公演－最近の事例から    | 23 |
| 2 日本公演を難しくしている要因       | 26 |
| 3 情報収集                 | 28 |
| 4 課題                   | 30 |
| おわりに                   | 31 |
| 参考文献                   | 32 |

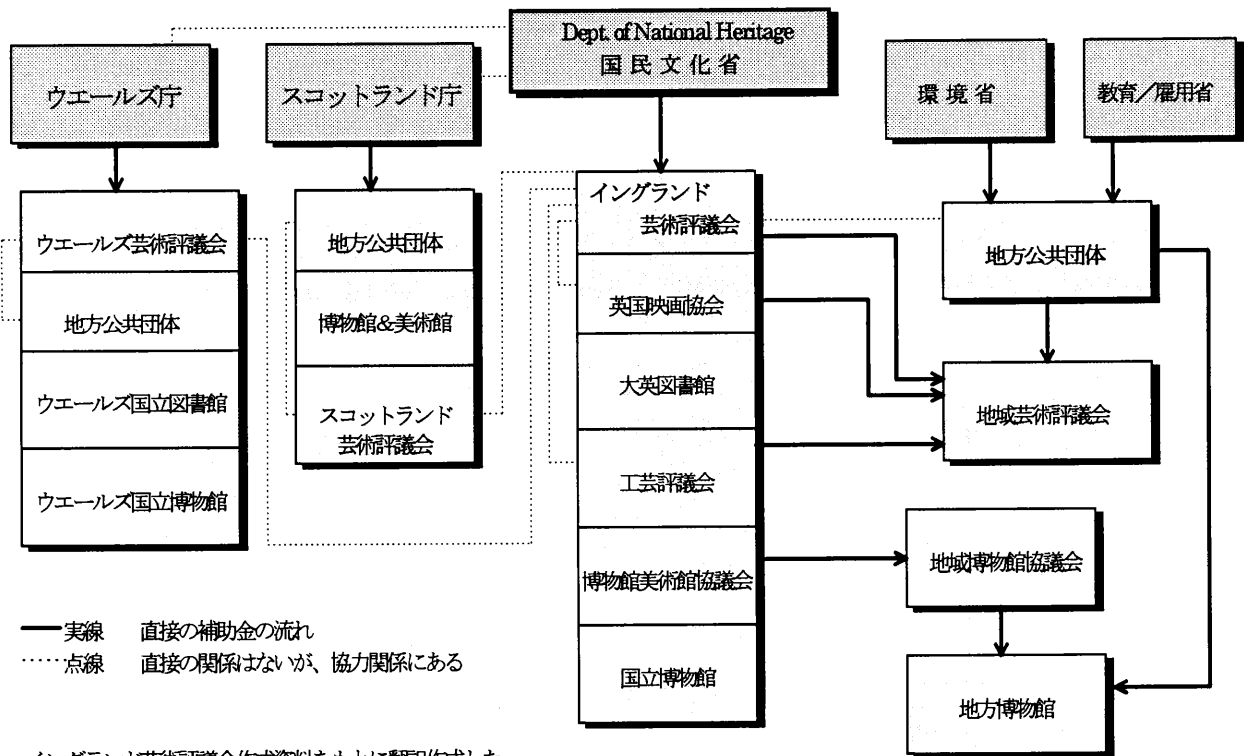
# 第1章 英国の文化政策

## 1 国民文化省と「芸術文化」の枠組み

英国の芸術文化が、政府の政策の中でどのように位置付けられているかを見ていきます。芸術振興と政治との関係は微妙で、それだけで一つのレポートに値するものとなってしまいますので、ここでは、芸術文化への財政支援に限った政策を見ていきます。

図1は、現在の英国における政府の芸術文化関係へのお金の流れを示しています。中央に描かれているのが、英国の文化担当省にあたる国民文化省(DNH: Department of National Heritage)です。DNHは1992年4月の総選挙のあと誕生しました。それ以前は、閣議に出席できる閣内大臣が責任を持つ役所

図1 英国の芸術支援の構造



ではなく、閣外大臣が所轄する役所、芸術図書官庁（The Office of Arts and Libraries）が主に芸術文化を担当していました。「主に」というのは、DNHは、それまで6つの官庁にまたがっていた分野を一箇所に集めてできた、まったく新しい役所だからです。表1に、DNHが所管する分野のほとんどの主務官庁を示しました。

表1 国民文化省（DNH）の所轄範囲

| 分野      | 以前の所轄官庁    | 当該助成機関（QUANGOS）  |
|---------|------------|------------------|
| 芸術一般    | 芸術図書官庁     | イングランド芸術評議会      |
| 博物館／美術館 | 芸術図書官庁     | 博物館美術館協議会        |
| 映画振興    | 通産省／芸術図書官庁 | 英国映画協会           |
| 工芸振興    | 芸術図書官庁     | 工芸評議会            |
| 史跡保護    | 環境省        | 英国史跡保護基金／歴史建造物協会 |
| 図書館     | 芸術図書官庁     |                  |
| スポーツ    | 教育省        | スポーツ評議会          |
| 観光      | 雇用省        | 地域観光評議会          |
| 放送／新聞   | 内務省        | （BBC）            |

DNHができたとき、芸術文化を担当する官庁が格上げになったので、芸術文化関係者はさぞ歓迎したのでは、と想像するのですが、実際は逆でした。

最初の問題はその名称「Department of National Heritage」でした。どうして、現代の芸術文化（living arts）を遺産（heritage）扱いするのかということです。現代の芸術文化を未来の遺産として育てるという意味に好意的に解釈すべきなのでしょうか。

次の問題はもっと深刻です。英国の政府予算は毎年11月末に大蔵大臣から総理大臣に提出されます。DNHが誕生する以前の1991年に、芸術図書官庁は、芸術文化への補助金の安定的増加を約束した3ヵ年計画を発表していましたが、1992年に発表された予算はその計画を覆すものとなりました。英国芸術評議会（Arts Council of Great Britain）への補助金は凍結、インフレ率を考慮すれば実質的には削減を意味する厳しいものとなったのです。サッチャリズムの中であって、芸術文化への補助金は厳しくなったとはいえ、それまで決して凍結や削減はありませんでした。

では、DNHの誕生の意味を考えてみましょう。

1988年にマイエスコー（John Myerscough）という経済学者が中心になって、1冊の調査結果報告書を民間の研究機関PSIから出版しました。「英国における芸術の経済的重要性（The Economic Importance of the Arts in Britain）」と題されたこの報告書は、英国の経済にとって、芸術文化がいかに重要な役割を果たしているかを証明しました。特に、芸術と観光の関係はロンドンだけでなく地域経済にとっても重要であることを説明しています。例えば、英国から芸術施設がなくなれば、観光客が27%減る可能性があるかと予測し、周辺産業への影響、特に雇用面での影響を指摘しています。舞台芸術は労働集約的な性質のため、他産業のような人減らしができません。これは、アメリカの経済学者ボウモルとボウエンが1966年に発表した名著「舞台芸術-芸術と経済のジレンマ」の中で示しているとおりにです。どんなに技術革新が進んでもモーツァルトの交響曲を30分に短縮することはできないし、少ししか出番がないからといって、ある楽器のパートをカットすることはできないのです。



シェークスピアの存在しないストラットフォード アポン エイボンは  
考えられない

マイエスコの報告書は、厳しい経済下においても、芸術文化への公的支援を正当化する新しい「産業化政策」の理論的根拠となりました。産業化といっても、非営利で活動する団体を営利団体にするという意味ではありません。政府が納税者のお金の有効活用を促進するため、そのお金の使途を「補助金」から非営利産業への「投資」として考えるようになったと考えるべきでしょう。公的機関のなかにあった仕事を民間に委託することで公的資金を使った新しいビジネスの機会を創出しようという動きもあります。DNH の所轄範囲は芸術と観光を繋ぐ線をはっきりと示しています。

これは英国一国の問題ではなく、ヨーロッパの国々に共通する傾向であると見られています。70年代の芸術支援は「政治的意味」を持ち、80年代には「経済的意味」を持ったと考えられています。

DNH の所轄範囲は、イングランドに限られ、スコットランドとウェールズ、



さらに北アイルランドについては、それぞれのオフィスが担当しています。これは、政府の全般的な地方分権化（**devolution**）政策に沿ったものです。芸術文化に限っていえば、1989年に発表された通称ワイルディング報告書（**A Review of the Structure of Arts Funding**）が理論的根拠となっています。

芸術文化の産業化政策、それに伴う民営化（**privatisation**）と地方分権化は、英国の芸術文化の枠組みを、そして、その芸術的成果をも変えようとしています。

## 2 アーツカウンシルとアームスレングスの法則

現在では、英国芸術評議会（**Arts Council of Great Britain**）という全国一本の組織は存在しません。1994年3月末日をもって、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つに解体され、それぞれのアーツカウンシルとなりました。

英国芸術評議会は、1945年、有名な経済学者ケインズを初代議長として、戦後の荒涼とした国土を芸術文化をもって復興させようと、特殊法人（通称クアング(**Quango**））として設立されました。クアングは、**Quasi-autonomous non-governmental organisation** の略称です。代表的なクアングには、BBCがあります。ちなみに、BBCは、最初、企業体として設立し、のちに公共放送として特殊法人に改編されたという経緯を持っています。

ここではイングランドを中心に見ていきますが、アーツカウンシルは、芸術一般の助成、振興をその責務としています。なお、映画については英国映画協会（**British Film Institute**）、工芸に関しては工芸評議会（**Craft Council**）が、助成、振興の責任を負います。美術館と博物館については、大英博物館やヴィ

クトリア&アルバート博物館など国営のものに対しては、直接 DNH から補助金が配分されていますが、地方美術館や博物館に対しては、博物館美術館協議会 (Museum and Galleries Commission) がアーツカウンシルと同じ役割を果たすクアングとして存在しています。参考までに、英国では museum は博物館であり、gallery は美術館を意味し、アメリカ英語とは異なって区分されていることを付け加えておきましょう。

アーツカウンシルは、パフォーミングアーツ、つまり舞台芸術を担当していますが、ヴィジュアルアーツ、視覚芸術の助成／振興も含まれています。また、日本では文化庁や芸術文化振興基金の枠組みで扱われたことはありませんが、「文学」と「建築」もまたアーツカウンシルの助成／振興対象となっています。

表 2 イングランド芸術評議会の目的と芸術分野

目 的

- 芸術についての知識、理解、実践活動の発展向上
- 一般国民の芸術へのアクセスの向上
- 関連省庁、自治体、その他の組織に、直接／間接的にアドバイスを行い、協同して事業を推進すること

芸術分野

- 視覚芸術(写真／建築を含む)
  - 舞踊
  - 演劇／マイム
  - 映画／ビデオ／放送
  - 文学
  - 音楽
  - ツアー
- 以上の分野のプロフェッショナルに対して支援

ところで、「アームスレングスの法則」という言葉があります。日本では「自立と支援の法則」と訳されることがありますが、この訳は理想的に過ぎ、誤解をも生んでいるようです。

アームスレングスの法則は、すべてのクアングに共通する指針です。ここでは芸術ですが、政府を直接決定に介入させず、政治的中立を保たせるためには、助成機関と政府の間に一定の距離（アームスレングス）が必要だというのがこの法則です。助成機関が支援を行った芸術団体の運営に口を出さない、つまり金は出しても口は出さないという意味ではありません。助成機関は納税者のお金（taxpayers' money）を使って支援を行っている訳ですから、そのお金の用途には責任が伴います。納税者のお金は有効に使われなくてはならないというのが原則なのです。

アームスレングスの利点は「権力と利益の集中をさけるためのチェックアンドバランス」にあると言えます。政治家や役人の好みに芸術が支配されることのないように、また、芸術家が政治的に操られることのないように、「ご用達芸術」を生まないために、また、「検閲」を避けるために、アームスレングスの法則は存在しています。欠点としては、政府が「政策」責任を回避する理由ともなりうること、選挙で選ばれた訳でない人々が税金の用途を決めること等が挙げられ、その善し悪しが議論されています。

もうひとつの「アームスレングス」、つまり助成機関と芸術団体の間の距離が議論されたことがあります（1976年にラドクリフモウド卿が指摘）。そこには、芸術に口を出さないという考えと同時に、既得権を守るための癒着や汚職を防ぐという意味もありそうです。アーツカウンシルのいかなる決定も「芸術界」の人々の利害の問題でしかないと言える訳ですから、税金の用途のことを考えると難しい問題になります。

また、距離を保つという理念がありながら、現実には政治の影響は露骨に反映されます。五年任期の議長職は政府の任命によるものですし、予算は政府の方針に左右されるのはいうまでもありません。アームスレングスが有名無実の

状態にあると嘆かれるのもしばしばです。

現在のイングランド芸術評議会の議長ゴウリー卿は、美術商として有名なサザビーズ・ヨーロッパの会長で、サッチャー政権下に芸術担当閣外大臣（Arts Minister）を勤めたことがあります。ところが、給料が安くてやっていられないという理由で閣外大臣の職を辞任しています。そのゴウリー卿が、代々無給の伝統を継ぐアーツカウンシルの議長に就任したときは、ずいぶん話題となりました。ほとんどのクアングの議長は有給（かなり高給）なのですが、初代ケインズ以来、アーツカウンシルの議長、評議員たちは無給というのが通常です。名誉には違いありませんが、何をどう決定しようが、厳しい経済の状況のもとでは皆を納得させるのは不可能です。常に批判にさらされるわけですから、仕事として責任を持たせるには、有給の方が望ましいのではないかという声もあります。現在のゴウリー卿は、自分は自社株などから十分な収入があるので、無給でもかまわないが、個人秘書の給与は保証してほしいという要求を出していました。ちなみに、イングランド芸術評議会の実務面の責任者である事務局長はオーレン女史です。まだ40代前半の才媛で、芸術団体でのキャリアをもち、英国芸術評議会の副事務局長から昇格しました。こちらはかなりの高給といえる年収です。英国では年齢やその組織での経験年数で給与が決定されるのではなく、ひとつひとつの「職」とそれに伴う「責任」によって給与が決定されるのが通常です。英国人は日本人に比べ働かない、だから経済が停滞したんだとおっしゃる方がいるかもしれませんが、一般に管理職クラスは、その能率、仕事量においても日本人に劣るものではなく、かえって働き過ぎといえるほど良く働きます。

具体的な支援について見ていきます。あまりにも幅広い支援が行われている

ため、ここでは演劇にしぼって紹介していきましょう。

アーツカウンシルの方針は、新人劇作家等の育成を推進する一方で、すでに評価の確立された団体を手厚く助成するというもので、実績のない新しい団体が助成を受けられるということはまずありません。特に、政府からの税金を使つての助成に対しては、その効果（value for money）が問われるために、より少ない団体に集中的に助成するほうが効果があるという考え方です。今日では、各劇場（劇団）の個性を尊重しながらも、固定化を阻止し、資金を有効に使うため、劇場と劇場、あるいは劇団と劇場などの共同制作を推進しています。共同制作が増加すると、才能のぶつかりあいから新しい芸術の可能性は開けるといえますが、一方で、ただでさえ俳優の85%が失業しているといわれるなかで、その雇用がさらに減少する側面があることも確かです。

助成金の効果を問うというのは、助成した団体を査定することを意味しています。その査定の基準として、芸術的成果や観客動員数だけではなく、地域社会への教育活動を行っているか、新作を積極的に取り上げているか、さらには雇用機会均等の原則に沿った採用を行っているか、健全経営が行われているか、運営に無駄がないかまでが挙げられています。このような経営面への関与を、芸術が侵されるとアレルギー反応を示す方も少なくないのですが、経営面と芸術面への関与は明確に区別する必要があるでしょう。日本においてもアートマネジメントという言葉が、あちこちで聞かれるようになりましたが、アートマネジメントの最も大切な使命は、地域住民と芸術家との出会いの場を健全経営を通して安定したものにしていくことです。

表3 アーツカウンシルの演劇に対する助成（1994年度）

| プログラム名               | 助成件数 | 金額         |
|----------------------|------|------------|
| ナショナルカンパニー           | 2    | 19,637,000 |
| レベニュークライアント（運営助成）    | 30   | 13,116,200 |
| 3カ年フランチャイズカンパニー（ツアー） | 18   | 2,710,600  |
| アニュアルクライアント（年度助成）    | 22   | 2,887,200  |
| ビボルド（Be Bold）計画      | 7    | 138,000    |
| 劇場つき劇団のツアー           | 1    | 25,600     |
| 地域黒人演劇振興             | 2    | 27,500     |
| 演劇／マイムプロジェクト         | 50   | 1,112,846  |
| 演劇／マイムプロジェクト（青少年）    | 10   | 186,000    |
| 演劇／マイムプロジェクト（地域劇団振興） | 10   | 120,000    |
| 小規模ツアープロジェクト         | 10   | 158,146    |
| 演劇教育プロジェクト           | 4    | 9,500      |
| 演劇身体障害者プロジェクト        | 5    | 17,385     |
| 演劇トレーニングプロジェクト       | 8    | 6,950      |
| 演劇特別推進               | 5    | 79,000     |
| 劇作（レジデンス作家）          | 14   | 76,000     |
| 劇作（奨学金）              | 25   | 68,000     |
| 劇作（委託またはオプション）       | 41   | 94,758     |
| 劇作（翻訳）               | 7    | 11,475     |
| 劇作（John Whiting 賞）   | 1    | 6,000      |
| 劇作（その他）              | 1    | 1,530      |
| 英国巡回公演基金：中規模ツアー      | 4    | 142,000    |
| 英国巡回公演基金：施設運営推進      | 10   | 18,798     |

（単位ポンド） イングランド芸術評議会年次報告書より作成

どの団体に、どれだけの助成を行うかといったことを決定する権限を持つのは、各分野の専門家で構成されるパネルです。演劇パネルは日本のように批評家だけではなく、現場のプロデューサーや芸術家等で構成されています。それをサポートする演劇部は、単なる事務屋ではなく、芸術現場のスペシャリストが雇用されています。演劇部長は演出家であることが多く、すべて雇用機会均

等の方針のもとで、公募されています。

例えば、現在の国立劇場（Royal National Theatre）の財政運営面の責任者は、かつて芸術評議会の財務経理の責任者として、サッチャー政権下、芸術組織が生き残るための「産業化政策」「企業の文化支援」を積極的に推進した人物です。また、演劇部の職員をつとめ、その後、有名なアートセンターの芸術監督をつとめ、現在はアートマネジメントを教える傍ら、コンサルタントとして活躍している人もいます。彼らは、しばしば芸術官僚と揶揄されることもありますが、芸術現場と文化政策両面を理解している彼らの存在なしには、芸術という誰にでもわかる基準を持たないものに対して税金を使う組織は成り立ちえないのかもしれませんが。

どんな決定も、人間が決定するものですから、限界があります。助成というのは、始まるときは誰もが喜び、その助成が終わるときのことを想像することはまずありません。限られた資源のもとでは、どこかの団体の助成の始まりは、どこかの団体の助成の終わりを意味しているのです。

助成する団体を決定するという仕事の難しさといえるでしょう。

### 3 地域芸術評議会と地方分権

イングランド芸術評議会の傘下には10の地域芸術評議会（Regional Arts Boards）があります。対象分野は全芸術です。収入の大部分は、イングランド芸術評議会からの補助金ですが、他にも地方公共団体、英国映画協会、工芸評議会からの補助金を受けて、運営に当たっています。

英国芸術評議会時代の1991年10月に発表されたワイルディング報告書により、かつて12あった地域芸術協会（Regional Arts Associations）を10の地域芸術評議会へ再編することが勧告されました。その最大の目的は、地域

間格差をなくすことでした。ロンドン一極集中はいうまでもなく、ロンドン以外でも地域により大きな格差が見られました。その地域間格差を少しでも修正するための境界線の変更であったわけです。

さらに、中央のイングランド芸術評議会が扱ってきた地方ベースの芸術団体への支援の役割を、各地域芸術評議会へ委譲するという地方分権が進んでいます。中央では、地域特有の問題はわからないわけですし、地域では特に顔の見える支援が必要なわけです。権限の委譲が進むにつれ、各地域芸術評議会は、個性的で優れたプログラムを作り出し始めています。

一方、イングランド芸術評議会は、凋落が顕著となっています。権限を委譲させられ、スタッフの数も減らされ、ある意味では、やる気をなくしてしまったといえるかもしれません。そのイングランド芸術評議会が直接助成している相手は、おおざっぱに言えば、ロイヤル・シェークスピア・カンパニー、ロイヤル・オペラなどといったナショナル・カンパニーとロンドンに基盤をおくツアリング・カンパニー（専用拠点劇場を持たない集団。拠点劇場を持たないため巡回が活動の中心なる）です。残るロンドンに基盤をおく団体は、ロンドンの地域芸術評議会にあたるロンドン・アーツ・ボードから主に支援を受けています。「おおざっぱ」というのは、かなりダブリがあるからなのです。このダブリの整理がワイルディング報告書の目的でもありました。そこで中央から地方へ権限の委譲が進められ、各地域芸術評議会において、責任のとれる体制づくりが求められました。

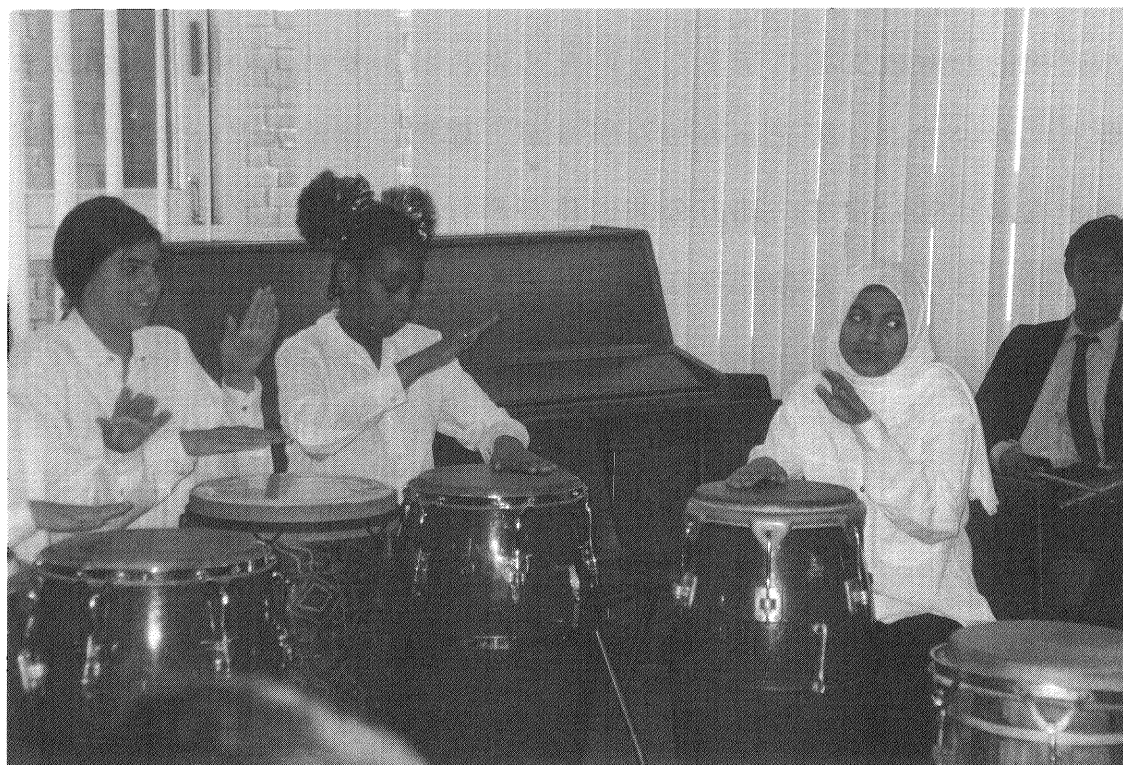


#### 4 地方公共団体とアートセンター

地方公共団体が芸術支援を担っている最も大きな存在であることは、意外に知られていません。なかでも、一つの地方公共団体として最も大きな金額を芸術支援にあてているのは、ロンドンのシティであると言われています。ここには、ロイヤル・シェークスピア・カンパニー、ロンドン交響楽団、ギルドホール演劇音楽学校、ロンドン博物館、ギャラリーなどが入ったバービカンセンターという巨大な複合施設があります。一方、これは推測ですが、最も芸術文化から恩恵を受けている地方公共団体は、ロンドンのウエストミンスター区ではないでしょうか。なぜなら、ここにはウエストエンドの劇場のほとんどが集中しているのです。

地方公共団体の芸術支援は、何を目的としているのでしょうか。その支援の形態が直接的な財政支援に留まらないために、わかりにくいこともあります。特に地方においては、観光とのつながりが、雇用、運輸などを含め、地域経済の根幹ともなっています。地方公共団体が絡む芸術関係のフェスティバルは、実数が把握できないほど多数存在しています。また、地域の芸術施設（アートセンター）を失業者の再トレーニングの場としている事例も多くあります。また英国中で問題になっている移民の増加に伴う問題にもアートセンターは大きな役割を果たしています。

地域のアートセンターは、少数異民族（エスニック・マイノリティ）の問題を大きな課題としており、移民たちに対して二つの役割を担っています。一つは、その地域へ、英国へ溶け込めるように、特に子供たちに対して教育プログラムを推進することです。もう一つは、彼らが持つ固有の文化を守ることです。



The Studio Theatre ノース ウェストミンスター  
コミュニティ スクールにおけるワークショップ風景

地方公共団体の芸術文化への関与は、約百年ほどの歴史をもっています。

1875年から91年にかけて、国会は、地方公共団体に対し、公共の公園でバンドミュージックを演奏してもよいとか、自己裁量でミュージックホール（寄席）や博物館を拡大してもよいという法律を通過させています。しかし、大きく様相が変わったのは、第二次世界大戦末期からです。1944年の教育法の目的は、芸術文化の重要性を認めることでした。また、英国芸術評議会の最初の課題は殺伐とした戦後の国土に文化施設をつくることであり、1948年の地方自治法の改正によって、地方公共団体が芸術文化に関与する法的根拠を与えました。この改正は、各カウンシルが芸術文化に対し一人当たり6ペンスまで使ってもかまわない、しかも、その用途は各カウンシルの裁量にまかせるというものでした。その金額制限が撤廃されたのは1972年のことです。

英国芸術評議会が「アートセンター計画」のような冊子を出版したり、地方公共団体も芸術文化を推進する政策をとっていたものの、戦後、芸術文化施設が急に増加したわけではありませんでした。戦後最初のアートセンターは、1946年10月、ブリッジウオーターに英国芸術評議会の胆いりでオープンし、劇場に限って見れば1958年のコベントリーのベルグレード劇場を待たねばなりませんでした。

アートセンターがブームのような形で増加するきっかけとなったのが、1965年の労働党白書「芸術政策：第一歩（A Policy for the Arts - the first steps）」です。白書はそれぞれの地域の大小にかかわらず、どうして自分たちのアートセンターをつくってこなかったのかと問い、持つべきだと論じていました。

1965年には、教育省のなかに最初の芸術担当閣外大臣がおかれ、初代大臣として女性の Jenifer Lee が任命されました。ちなみに、日本の文化庁が、

今日出海を初代長官として設立されたのは1968年のことです。

1960年代末から70年代は、アートセンター設立のブームとなりました。労働党が政権をとっていた時期にあたります。1975年までは地方公共団体による設立のものではなく（補助金はあっても）、地域の有志やボランティアが主体のものでした。70年代の後半は地方公共団体によるアートセンターの設立がブームとなり、地方公共団体の芸術文化への支出は1979年度と1983年度を比べると、1983年度の方が二倍以上に跳ね上がっています。その多くを地域のアートセンターが享受したと考えられます。しかし、良い時期は長く続かないもので、80年代の後半からアートセンターの運営は厳しいものとなっていきました。

DNHは、地方公共団体のアートセンターの運営にかなり口を出しています。1992年には民間のコンサルタントに委託して運営状況の調査を行い、その結果を受けて勧告を行っています。問題となる点は日本とほとんど変わらないといわれています。また、1994年7月にもアートセンターの運営について、改善の基準となるしっかりした効率指標（performance indicator）を作成するように、といった発表を行っています。英国では客観的基準で評価することが困難な事柄に対しても、常に効率が問われ、監査、査定の魔の手が伸びてきています。

現在、地方公共団体の芸術支援には、かなり厳しいものがあります。90年代に入り、地方公共団体の教育部局からの芸術団体への助成（委託）が3分の1にカットされ、多くの教育現場での芸術活動が削減され、多くの芸術団体が活動の縮小を余儀なくされ、少なからぬ団体がつぶれてしまいました。助成が削減され、団体がその予算を縮小せざるを得ない場合、最初に考慮されるのが人件費の削減です。ところが、すべてのプロの俳優は、俳優組合が経営者団体

と結んだ団体協約で規定されている最低賃金制度のもとで仕事をしているため、助成の削減は、一人当たりの給与の減額ではなく、人頭のカットにつながるというわけです。例えば、かつて9人編成で学校を回っていた教育劇団 (Theatre in Education Company) が、助成金の削減のため、今後は3人でやれるものしか創造できないという事態になるわけです。また、芸術団体への直接支援ではないものの、演劇学校、音楽学校、美術学校などへ進学を希望する若い学生たちへの奨学金が激減していることも含めると、英国の芸術文化の将来は明るいものとはいえません。現在、英国では、地方公共団体の再編が進められていますが、これまで地方公共団体からバレエ学校や音楽学校へ通うために奨学金を得ていた学生が、この地方公共団体の再編によって居住地の地方公共団体が変わり、奨学金を失うという事態も生じています。地方公共団体により政策、方針が違うためなのですが、一般の家庭には、年間7千から9千ポンドにも及ぶ芸術系専門学校／大学の授業料を負担することはかなり困難と言わざるを得ません。しかし、1996年7月末、国民文化省大臣バージニア・ボトムリーは、ナショナルロタリーの収益を芸術教育にも分配する旨の方針を表明しています。若い豊かな才能をつぶさないための方策が考えられ始めています。

## 5 ナショナルロタリーとチャリティ

16歳以上の英国人の90%以上が一度は買ったことがあるといわれているのが、ナショナルロタリー (国営宝くじ) です。150年以上の間禁止されていたのですが、1994年に再開されました。

当せん金額が巨大過ぎて、そんな金額をもらったら人生を変えざるを得ないようなナショナルロタリーを買うために、毎週土曜日の夕刻ともなるとスーパーマーケットや新聞店などに長い列ができます。一獲千金を夢見る賭けごと

(betting) 好きの英国庶民の姿です。

このナショナルロッタリーの収益が、芸術、スポーツ、遺跡史跡保護、一般的な公益活動、紀元2000年のお祭り（ミレニウム）の5種類の good causes に対して分配されています。

この good causes、言い替えればチャリタブルな活動の基盤にあるのが、英国の非営利公益法人制度にあたるチャリティです。英国では、ウエストエンドの商業演劇やレコード産業などは別として、多くの芸術団体がチャリティ委員会に登録しています。

チャリティについて簡単にご紹介しましょう。

イングランドとウェールズにおける非営利公益法人制度が、チャリティと呼ばれています。イングランドとウェールズはコモンローと呼ばれる判例法に支配されています（スコットランドはヨーロッパのローマ法を採用しています）。そのため、チャリティの定義も判例により解釈され、確固とした定義は存在しません。しかし、チャリティは広義にはボランティア組織ではありますが、一般のボランティア組織とは分けて考えられるものです。ボランティア組織とチャリティの大きな違いは、非営利法人と非営利「公益」法人の違いであり、また、チャリティになると多くの特典が与えられると同時に、多くの制約を受けることとなります。チャリティは税制等の優遇を受ける一方で、政治活動を禁じられ（キャンペーン団体はチャリティになれない）、本業外の商業活動も規制を受けます。

また、日本人にはわかりにくいのですが、チャリティとは法人格ではなく一つの「地位」のようなものであり、法人格の有無には関係なく、株式会社であろうが有限会社であろうが、チャリティに登録することで非営利公益法人とし

て認められるわけです（手続きは法人格により若干異なります）。もうひとつ非営利組織を考えると、日本人がよく誤解するのは、非営利だからといって利益をあげてはならないということではないということです。利益を上げることとはかまわないのですが、ただ、それを分配してはならないということです。

チャリティの目的としては、次の四つがあげられます。

1. 貧民の救済
2. 教育の振興
3. 宗教の振興
4. 地域社会に利益をもたらす他の活動

芸術団体の多くは「教育」や「地域社会」との関係において、チャリティと考えられています。ただし「芸術のための芸術」は、チャリティに値しないと判断されています。

さて、ナショナルロタリーですが、芸術文化への分配はアーツカウンシルを通じて行われています。先に、芸術教育への分配が行われることになったと触れましたが、一般に、資本財への助成がロタリーファンドの特徴です。つまり、劇場や博物館などの建物の修復や施設の拡充、ツアーのためのマイクロバスの購入などにあてられています。英国では、ヴィクトリア女王の時代に建てられた劇場を今も活用しているなど、古くて貴重な施設が多数あるため、施設の維持修復費用はばかにならないでしょう。また、近年の猛暑のことを考えると、劇場にエアコンがないのは困りものです。ちなみに、オペラの殿堂である現在の Royal Opera House にもエアコンがなく、夏の暑い時期の観劇には、

少々難があります。したがって、ロッタリーファンドが資本財助成を主とするのには十分の理由があるのです。一方、芸術関係者は、芸術活動への助成が減少しているなかで、どうして芸術活動そのものに支援を行わないのかという不満をもっています。不満はもつともですが、今修復しなければ使い物にならなくなってしまうものもあるのでしょうか、エレベーターもない急階段の劇場はとても危険です。ロッタリーは庶民の夢ですから、庶民につながる使われ方が考えられるべきでしょうし、芸術活動そのものに、巨大なあぶく銭を投入することは要注意だと思います。

芸術団体のなかで、ロッタリーファンドを獲得した、とれなかったは、もう一つの宝くじ状態となっています。獲得した団体は存続でき、とれなかった団体は閉鎖に追い込まれる。金額が大きいだけに、その影響も非常に大きなものとなっています。さらにシステムとして、10万ポンド以上の申請をするには、他から25%相当の支援を取りつけなくてはなりませんし、それ以下（5万ポンド以下は少ない）の場合でも10%相当の支援を得なくてはなりません。これは、いわゆるマッチングと呼ばれるシステムですが、現在は、企業もスポンサーシップも渋りがちで、なかなか大変なようです。

スコットランドのある芸術組織がロッタリーファンドを獲得しました。ところが、この団体は、そのつい1、2週間前にその芸術活動の停滞を理由にスコットランド芸術評議会から支援を打ち切られ、活動停止状態に陥っていたというのです。おそらく、ロッタリーへの申請書の書き方がすばらしかったのですが、このような団体に対してロッタリーファンドが分配されることが報道され、関係者はあ然としています。

良い事例としては、現代の英国で最も売れっ子劇作家／演出家アラン・エイクボーンが本拠地とする北東イングランドのリゾート地スカーボロの地域劇場



「スティーブン・ジョセフ劇場」の移転（映画館を最新劇場に改修）に際し、総費用510万ポンドのうち、150万ポンドがロッタリーファンドから分配されました。この劇場で過去20年の間に、エイクボーンの49本の作品のうち45本が初演され、その多くがロンドンのウエストエンドへ進出し、そして世界へと発信されています。ちなみに、エイクボーン自身もこの劇場の移転のために40万ポンドを支出していますが、地域の年金生活者も、わが町の劇場と劇作家のために寄付を惜しまなかったとのこと。新スティーブン・ジョセフ劇場は1996年4月末、地域の人々の声援のなか、華々しく開場しました。

ナショナルロッタリーは多くの悲喜劇を生んでいます。ギャンブルの善し悪しは別として、ロッタリーの普及は、市民や民間団体のチャリティ団体に対する寄付を確実に減少させています。



スティーブン・ジョセフ劇場



新劇場のオープニング風景